

## 住宅・建築施策に関する提言

### 1. 空き家・空き建築物対策

(1) 管理放棄された住宅等については、住民の安全を守る観点などから、地方公共団体等が直接かつ容易に解体撤去等が行えるよう法整備を行うとともに、その費用について財政措置を講じること。

また、解体撤去後の土地についても、住宅用地に対する課税特例が適用されるよう必要な見直しを行うこと。

(2) 空き家再生等推進事業について、地域の実情を踏まえ、平成26年度以降も適用地域の拡大を図るとともに、地方負担分について起債等の財政措置を講じること。

### 2. 住宅新築資金等貸付事業への支援

(1) 住宅新築資金等貸付助成事業については、貸付金回収の対象要件を更に緩和するとともに、貸付金の償還完了まで必要な財政措置を講じること。

また、貸付事業を行った市町村の実態把握に努め、適切な措置を講じること。

(2) 住宅新築資金等貸付事業における償還業務について、償還指導等に係る住民情報及び資産情報等を円滑に取得できるよう関係法令の整備を図ること。

### 3. 指定確認検査機関制度について、国、地方公共団体、指定確認検査機関、事業者等の各主体の役割と責任を明確にすること。

### 4. 敷地を分割して2棟目の住宅を新築する場合に、既存の合併浄化槽を活用できるよう、建築基準法（施行令）の基準を緩和すること。

### 5. 住宅及び建築物の耐震化を促進するため、耐震化に係る補助率の引き上げ、要件の緩和等の財政措置を拡充すること。

### 6. 東日本大震災関係

(1) 建築基準法の災害危険区域の指定により、居住が困難となる土地について、自治体がい取りの際の財政措置を講じること。

(2) 高層住宅におけるライフラインの確保のため、エレベーターや上下水道接続部の耐震化、高層階への備蓄倉庫の設置義務などの対策を講じること。